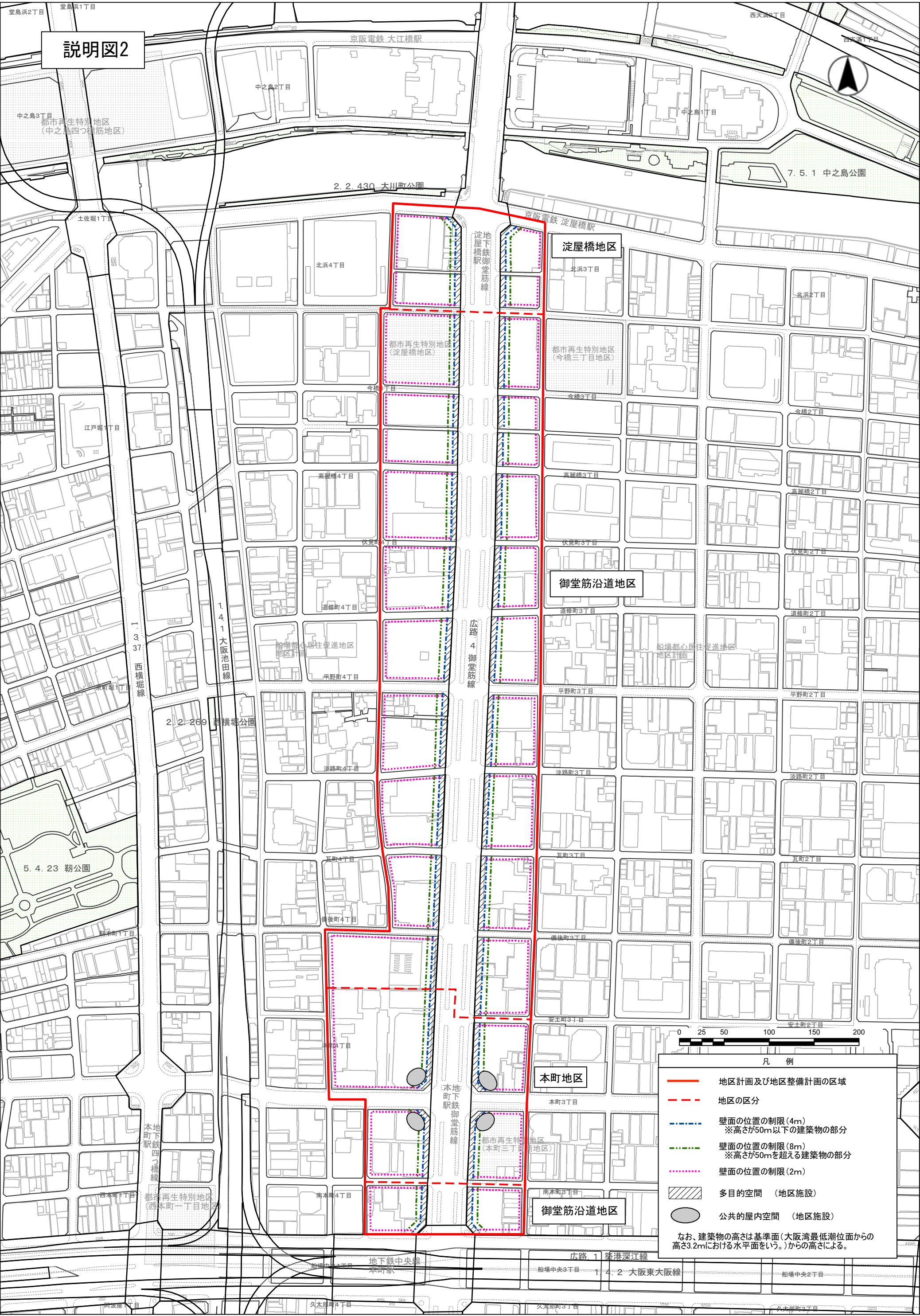




説明図2

凡 例

- 地区計画及び地区整備計画の区域
- 地区の区分
- 壁面の位置の制限(4m)
※高さが50m以下の建築物の部分
- 壁面の位置の制限(8m)
※高さが50mを超える建築物の部分
- 壁面の位置の制限(2m)
- 多目的空間 (地区施設)
- 公共的屋内空間 (地区施設)

なお、建築物の高さは基準面(大阪湾最低潮位面からの高さ3.2mにおける水平面をいう。)からの高さによる。